

難病指定医・協力難病指定医の書類の提出先について

平成30年4月1日からの名古屋市への事務移譲に伴い、指定医療機関の書類の提出先を以下のように整理しましたので参考にしてください。

1. 新規申請、辞退届、再交付申請

(1) 平成30年3月31日までに提出する場合

主たる勤務先が名古屋市を含め、愛知県庁（健康対策課）へ提出してください。

(2) 平成30年4月1日以降に提出する場合

以下のとおりご提出ください。

- 主たる勤務先が名古屋市の場合 → 名古屋市役所（健康増進課）
- 主たる勤務先が名古屋市を除く愛知県の場合 → 愛知県庁（健康対策課）
(従来どおり)

2. 変更届

(1) 変更事項が主たる勤務先の場合

次ページの「別紙」をご覧ください。

(2) 変更事項が主たる勤務先以外の場合

上記「1. 新規申請、辞退届、再交付申請」と同様に取扱います。

※ この他のケースや不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

担当：健康対策課 原爆・難病企画グループ 電話：052-954-6268

難病指定医・協力難病指定医の主たる勤務先の変更に伴う変更届の提出先について

(別紙)

平成30年3月までに提出する場合

主たる勤務先の変更時期・異動先を問わず、
以下のとおりです。

- (1) 名古屋市を含む愛知県内での異動
愛知県庁（健康対策課）へ変更届
- (2) 県外から名古屋市を含む愛知県内への異動
愛知県庁（健康対策課）へ新規申請

※ ただし、

- A. 主たる勤務地が名古屋市内で
- B. 異動日が4月1日以降の場合、
指定通知書は4月以降に名古屋市（健康増進課）が
交付します。

平成30年4月以降に提出する場合

主たる勤務先の変更が3月31日以前の場合

- (1) 愛知県から名古屋市へ
 - (2) 名古屋市から愛知県へ
 - (3) 愛知県から愛知県へ
(名古屋市以外)
 - (4) 名古屋市から名古屋市へ
 - (5) 県外から名古屋市を含む愛知県内へ
- 愛知県庁（健康対策課）へ
変更届
- 名古屋市役所（健康増進課）へ変更届
- 愛知県庁（健康対策課）へ新規申請

主たる勤務先の変更が4月1日以降の場合

- (1) 愛知県から名古屋市へ
愛知県庁（健康対策課）へ変更届
名古屋市役所（健康増進課）へ新規申請
- (2) 名古屋市から愛知県へ
愛知県庁（健康対策課）へ新規申請
名古屋市役所（健康増進課）へ変更届
- (3) 名古屋市から名古屋市へ
名古屋市役所（健康増進課）へ変更届
- (4) 愛知県から愛知県へ（名古屋市以外）
愛知県庁（健康対策課）へ変更届
- (5) 県外から愛知県へ（名古屋市以外）
愛知県庁（健康対策課）へ新規申請
- (6) 県外から名古屋市へ
名古屋市役所（健康増進課）へ新規申請

※ 名古屋市（健康増進課）への変更届の提出にあたっては、
可能な限り名古屋市の様式の使用に御協力ください。